

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和5年2月27日(月)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第8号 函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

議案第9号 令和5年度教育課程等編成の申請について

議案第10号 令和5年度函南町教職員人事異動について

議案第11号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第12号 指定校変更の承諾について

議案第13号 令和5年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

5 報 告

報告第2号 函南町子ども家庭総合支援拠点の設置について

報告第3号 他市町保育園における児童虐待事案を受けての町の対応について

6 そ の 他

後援依頼について

ア 第3回三島現代音楽祭 Mishima Contemporary Music Days

イ 第12回税に関する絵はがきコンクール

次回委員会開催予定

定例会 令和5年3月16日(木) 9:00～ 函南町役場3階 教育委員会室

※総合教育会議 令和5年3月16日(木) 13:10～ 函南町役場2階 大会議室

教育長関係報告事項

令和5年2月27日（月）

月日	曜日	内 容
1月29日	日	・第17回かなみサッカーPKフェスティバル（9：00～）
1月30日	月	・田方地区教育長会（13：30～）
1月31日	火	・第1回函南町いじめ問題対策専門委員会（10：00～） ・函南町高等学校PTA連絡協議会委員会（19：00～）
2月1日	水	・町内校長会（9：00～）
2月2日	木	・田方地区教員研修協議会委員会（9：30～） ・田方地区教育長会（13：00～）
2月5日	日	・函南町駅伝大会（8：30～）
2月6日	月	・企画会議（9：00～） ・第7回史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会（14：00～）
2月7日	火	・臨時記者会見（11：00～） ・業務改善委員会（15：00～）
2月8日	水	・自由ヶ丘幼稚園公開保育（9：00～）[幼児教育センター所管事業]
2月9日	木	・ハツ溝区長面会（9：00～）
2月10日	金	・函南町職員採用試験[幼稚園・保育士・保健師]（9：00～） ・函南町就学支援委員会（14：30～）
2月13日	月	・年度末校長面談（9：00～）
2月14日	火	・函南町議会（3月）定例会（9：00～）
2月15日	水	・静岡県立田方農業高等学校評議委員会（13：30～）
2月16日	木	・函南町議会（3月）定例会（9：00～）
2月17日	金	・児童虐待等防止講習会（18：00～）
2月20日	月	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～） ・函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会（14：00～）
2月21日	火	・新日本婦人の会函南支部面会（11：00～） ・幼稚園・保育園園長会議（14：00～）
2月22日	水	・函南町議会（3月）定例会（9：00～）
2月24日	金	・函南町議会（3月）定例会（9：00～）
2月25日	土	・函南町社会福祉大会（10：30～）
2月27日	月	・定例教育委員会（13：10～）

議案第 8 号

函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

教職員の勤務時間の割振り等に関して、所要の改正を行うものです。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

週 休 日 振 替 簿 兼 代 休 日 指 定 簿

学校名

校 長	教 頭	事務主任	担 当

職 名	氏 名	勤 務 を 命 ず る 日 時 ・ 時 間	勤 務 の 内 容	振 替 日 又 は 代 休 日	組合せ 月日
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)		月 日() 時 分～ 時 分 (時間 分)	

(注) 1 全教職員など多数が振替等を実施する場合は、別紙として名簿を添付すること。
2 半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行う場合の「振替日又は代休日」欄は、半日勤務時間の割振りをやめる(減ずる)日及び時間を記載する。
3 複数の半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を組み合わせ1日振替とする場合、組合せ対象である割振り変更の「勤務を命じた月日」を「組合せ月日」欄に記載する。

議案第9号

令和5年度教育課程等編成の申請について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号）第5条第2項の規定により、函南町立小中学校長から別紙のとおり令和5年度教育課程等編成申請があったので、教育委員会の承認を求める。

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

各小中学校長が編成した教育課程等について、函南町立小・中学校管理規則の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。

【教育課程等編成申請書】別紙

《小学校》

- ・ 函南町立函南小学校 P 1
- ・ 函南町立丹那小学校 P 5
- ・ 函南町立桑村小学校 P 9
- ・ 函南町立東小学校 P 13
- ・ 函南町立西小学校 P 17

《中学校》

- ・ 函南町立函南中学校 P 21
- ・ 函南町立東中学校 P 25

様式第 6 号 (第12条関係)

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函小第 1012 号

令和5年2月16日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校長 藤原 啓



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和5年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南小学校

校長名 藤 原 啓

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102日		102日	204日
第2学年	102日		102日	204日
第3学年	102日		102日	204日
第4学年	102日		102日	204日
第5学年	102日		102日	204日
第6学年	102日		102日	204日

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	10月6日	4月7日	
第2学期	10月10日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月12日から	10月13日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	運動会	5月27日	内容	主体的に参加し、子ども同士の絆を深める
	学びの集い	11月21日	内容	力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
	持久走記録会	12月6日	内容	主体的に参加し、最後まで走りぬく
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	5年4月1日(土)から	5年4月6日(木)まで
夏季休業日	5年7月22日(土)から	5年8月24日(木)まで
冬季休業日	5年12月23日(土)から	6年1月4日(木)まで
学年末休業日	6年3月20日(水)から	6年3月31日(日)まで
その他校長が必要と認めた休業日	令和5年5月29日(月)運動会振替	

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	326	326	257	250	178	179
	社 会			82	95	105	105
	算 数	155	188	188	180	178	178
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	110				
	音 楽	68	70	62	62	50	50
	図画工作	68	70	62	62	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	105	108	108	108	92	92
教科小計 A		824	872	849	862	818	814
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				70	70	81	70
特活 I	学級活動 E	40	40	40	38	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		898	947	1029	1040	1041	1026
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	9	8	8	14	25	26
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	19	15	15	15	23	32
	小 計 F	28	23	23	37	56	66
打 切 時 数 G		78	40	40	58	38	43
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1004	1010	1092	1135	1135	1135

函南町学校管理規則第3条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立函南小学校

校長名 藤 原 啓

【2学期制施行のための学期変更に伴う理由】

子どもたち一人一人の、人格の完成・自立などそれぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことは、学校教育の重要な役割である。

そこで、函南小学校では、「生きる力」を育むための教育実践を継続実施し、一人一人の子どもへ「確かな学力」、「豊かな感性」、「健やかな心身」を育成することを目指して、教育課程の工夫改善を計画している。子どもの実態把握や的確な見取りに基づく授業改善、教職員の資質向上のための継続的・段階的な研修、また、コミュニティスクールを柱とする保護者や地域との連携・協働の体制づくりなどである。

これらを推進していく為に、2学期制の教育課程を編成することが適切であると考える。

1 2学期制の実施のために以下のような条件整備を実施する。

- (1) 保護者との面談及び教育相談の実施（十分な時間配分を確保して）
 - ①保護者面談の実施（7月…全保護者対象・12月…希望及び必要と認めた保護者）
 - ②長期休業までの学校生活のあらわれについて説明
 - ③教師と保護者で、有意義な長期休業の過ごし方について、課題を明確にする。
- (2) 学びを深化・発展・統合させるための総合的な学習の展開
（学習の連続と夏季休業の有効活用）
- (3) 2学期制をより機能させるバランスの良い学校行事等の配置
- (4) 保護者、地域との協働を目指す開かれた教育課程の編成と実施
（コミュニティスクールの推進）

その結果、次のような子どもの変容が期待できる2学期制が可能になる。

2 確かな学力の保障のために

- (1) 子ども自らが課題を設定し、目的意識をもった学習プロセスができる。
 - ①子どもが「主体的・対話的で深い学び」に向かう授業の研究実践
 - ②指導と評価の一体化を目指した教育活動の実践
 - ③キャリア教育の理念を生かした教科指導・体験活動の推進
- (2) ゆとりをもった学習時間により基礎・基本の定着が図れる。
- (3) 問題解決型の学習ができる。
- (4) 個に応じた指導と評価ができる。
 - ①長期休業での様々な体験が期待できる。
 - ②通知表作成事務に替わり子どもの学習の経過を見取ることができる。
 - ③長期休業の過ごし方について個別に指導する余裕が生まれる。
 - ④長期休業中の学びの確認や発表に十分な時間を確保できる。
- (5) 総合的な学習の時間において、地域と一体となった活動ができる。
- (6) 読書や保健衛生の活動など、家庭と連携した活動ができる。

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函丹小第 922 号

令和5年2月9日

函南町教育委員会 様

函南町立丹那小学校長 土屋 貴徳



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 5 年度教育課程編成表

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 貴 俊

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	102		102	204
第 2 学年	102		102	204
第 3 学年	102		102	204
第 4 学年	102		102	204
第 5 学年	102		102	204
第 6 学年	102		102	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	10 月 6 日	4 月 7 日	
第 2 学期	月 日	月 日		
第 3 学期	10 月 10 日	3 月 19 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 24 日から	10 月 25 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6 月 22 日から	6 月 23 日まで	場所	丹那小学校
その他 主 な 行 事	玄岳遠足	5 月 12 日	内容	縦割班で玄岳登山を行う
	オール丹那運動会	9 月 30 日	内容	丹那幼稚園と合同で実施する(CS、PTA、地域住民も参加)
	オール丹那自給自足DAY	11 月 15 日	内容	各学年で栽培した作物を調理して食する
	ありがとうの会	3 月 1 日	内容	各学年から感謝の気持ちを伝える

(3) 休業日

学年始休業日	5 年 4 月 1 日(土)から 5 年 4 月 6 日(木)まで
夏季休業日	5 年 7 月 22 日(土)から 5 年 8 月 24 日(木)まで
冬季休業日	5 年 12 月 23 日(土)から 6 年 1 月 4 日(木)まで
学年末休業日	6 年 3 月 20 日(水)から 6 年 3 月 31 日(日)まで
その他校長が必要と認めた休業日	10月2日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	318	328	261	255	183	183
	社会			75	90	100	105
	算数	148	188	191	185	185	183
	理科			90	105	105	105
	生活	115	115				
	音楽	71	71	60	60	50	50
	図工	71	71	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	107	107	114	109	94	94
	教科小計 A	830	880	851	864	827	825
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	50	50	35	35	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E		914	965	1026	1039	1038	1036
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	6	6
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	25	26	29	40	41	40
	小 計 F	27	28	31	50	55	54
打 切 時 数 G		43	27	46	57	53	56
総時数 A + B + C + D + E + F + G		984	1020	1103	1146	1146	1146

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 貴 俊

令和5年度の教育課程を編成するにあたり、丹那小学校で2学期制を実施する理由は下記のとおりである。

記

学習指導要領で掲げられている「社会に開かれた教育課程」を推進するために、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携するよう、CSオール丹那会議を位置付けている。CSオール丹那会議では、学校と地域、保護者が一体となって魅力的な学校を創っていくことを話し合った。会議をとおして、総合的な学習の時間や行事において、地域を学び、地域で学び、地域に発信していくことを確認した。

学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、カリキュラムマネジメントを生かして、教科等横断的な学習を推進し、指導の軽重を付けていきたいと考えている。また、GIGAスクール構想により配備された一人一台端末を、より有効に活用する手立てを考えていくことで、ICTを活用した個別最適な学びを進め、子供の学ぶ力の向上を図っていきたい。

そこで、令和5年度も2学期制を実施し、連続的学習活動を展開することで、授業時数を確保し、長いスパンでの探求型の学びに取り組んでいくことができるようにする。また、教職員や子供にゆとりを持たせることもできると考えられる。

以上のことから、丹那小学校の強みを最大限に発揮するために地域総がかりの教育を進める教育課程を編成した。

様式第 6 号 (第12条関係)

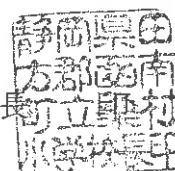
教育課程等編成申請書

函桑小 第907号

令和5年2月13日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校長



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和5年度教育課程編成表

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 渡邊 衛

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		102	204
第2学年	102		102	204
第3学年	102		102	204
第4学年	102		102	204
第5学年	102		102	204
第6学年	102		102	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	10月6日	4月7日	
第2学期	10月10日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月24日から	10月25日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月15日から	6月16日まで	場所	桑村小学校(防災キャンプ)
その他 主な 行事	原生林探検	5月2日	内容	原生林散策 縦割り班活動
	運動会	9月30日	内容	縦割り班を中心とした運動会
	持久走記録会	11月28日	内容	自分の目標に向かって取り組むタイム走
	6年生を送る会	2月22日	内容	6年生に感謝の意を伝え、励ます児童集会

(3) 休業日

学年始休業日	5年4月1日(土)から 5年4月6日(木)まで
夏季休業日	5年7月22日(土)から 5年8月24日(木)まで
冬季休業日	5年12月23日(土)から 6年1月4日(木)まで
学年末休業日	6年3月20日(水)から 6年3月31日(日)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5年10月2日(月) 運動会振替休業日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	327	329	254	254	185	183
	社 会			72	94	103	108
	算 数	157	189	184	184	185	183
	理 科			92	109	108	108
	生 活	117	118				
	音 楽	76	73	61	61	50	50
	図 工	76	73	61	61	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	110	110	109	109	94	93
	教科小計 A	863	892	833	872	835	830
	道 徳 B	34	35	35	35	35	35
	外国語活動 C			35	35	70	70
	総合的な学習の時間 D			70	72	72	70
特活 I	学級活動 E	49	42	41	39	40	39
	総授業時数 A + B + C + D + E	946	969	1014	1053	1052	1044
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	2	2
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	27	27	25	38	41	47
	小 計 F	29	29	27	46	49	55
	打 切 時 数 G	40	17	56	39	37	39
	総時数 A + B + C + D + E + F + G	1015	1015	1097	1138	1138	1138

函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 渡邊 衛

本校では、令和5年度も2学期制を継続し、学校教育目標の具現をめざしていきたいと考えている。2学期制を継続する主な理由は、以下の3点である。

(1) 授業時数を確保しやすい。

学習指導要領実施での時数増に対応する。3学期制では7月、12月は学期末となり成績処理等で慌ただしいが、2学期制ならば長期休業に入る直前までゆったり授業をすることが可能であるという大きなメリットがある。そのゆとりが、子供と丁寧に関わる時間につながっている。

(2) 児童のよさや可能性、学習の到達状況を、より長いスパンで見取ることができる。

図工や家庭科など週当たりの授業時数が少ない教科においても、児童がじっくりと課題に取り組むことができるため、よいあらわれや成長の様子をたくさんとらえて評価に生かすことができる。

また、長い学期を2ステージに分け、行事を核にした目標を設定することで、めりはりのある教育活動を展開することもできる。

(3) 長期休業も学期の一部ととらえ、学びを連続させることができる。

長期休業も活用して、課題を追究したり、まとめたり、補充的な学習を促進したりすることで、児童の意欲を持続させていきたい。その成果やがんばりを認め、励ましていくことも児童の意欲向上につながると期待できる。

2学期制を実施して10年以上となり、児童や保護者、教職員にもかなり浸透している。2学期制のよさを生かした教育課程を編成し、「夢に向かい、感性を育む桑っ子」の育成につなげていきたい。

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函東小第 1324 号

令和5年 2月17日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校長



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和5年度教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 西川 真澄

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		102	204
第2学年	102		102	204
第3学年	102		102	204
第4学年	102		102	204
第5学年	102		102	204
第6学年	102		102	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	10月6日	4月7日	
第2学期	10月10日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月26日から	10月27日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	9月14日から	9月15日まで	場所	東小学校
その他 主な 行事	スポーツデイ	5月27日	内容	体育的行事を通じた仲間づくり
	ジョギングデイ	10月13日	内容	地域・保護者とともに運動に親しむ
	光の子ランド	11月22日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとうの会	3月1日	内容	お世話になった方々に感謝する

(3) 休業日

学年始休業日	5年4月1日(土)から5年4月6日(木)まで
夏季休業日	5年7月22日(土)から5年8月24日(木)まで
冬季休業日	5年12月23日(土)から6年1月4日(木)まで
学年末休業日	6年3月20日(木)から6年3月31日(日)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月29日(月) スポーツデイ振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	316	319	252	255	185	185
	社会			70	90	100	105
	算数	146	175	179	182	181	180
	理科			90	105	105	105
	生活	112	105				
	音楽	72	70	60	60	50	50
	図画工作	72	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	112	105	105	105	90	90
	教科小計 A	830	844	816	857	821	820
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				70	80	70	70
特活 I	学級活動 E	44	41	35	35	35	35
総授業時数 A + B + C + D + E		908	920	991	1042	1031	1030
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	3	3	3	3	14	14
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	30	29	29	22	44	44
	小 計 F	33	32	32	33	66	66
打 切 時 数 G		19	23	32	60	38	39
総時数 A + B + C + D + E + F + G		960	975	1055	1135	1135	1135

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立東小学校

校長名 西川 真澄

令和4年度は、学校教育目標「しなやかで ともに学ぶ子 やり抜く子」の実現をめざし、次の5つの教育課題を掲げ教育活動を推進し、以下のような成果が子供の姿としてあらわれた。

- 1 落ち着いた学習環境三間（空間・人間・時間）を整え、個別最適化された学びを目指し、学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着を図る。
 - ・全漢字音読や三大テストを計画的に実施することで、子供の実態を把握し、基礎基本の定着に向け授業改善を行うことができた。
 - ・自他のよさを認め合う協働的な学びを追求していくことで、温かな人間関係を築き、友達を大切にしている子が増えている。
 - ・発達段階やバイオリズムに配慮し、サンタイムは全校児童が外へ出て日光を浴びながら心身を調えることで、メリハリある生活を送ることができている。
 - ・「家庭読書の日」や「読書週間」を設定し、読書に親しむ機会を増やしている。
- 2 一人一人の居場所づくりと共有体験の場を増やすことに努め、自尊感情の涵養を図る。
 - ・話し合い活動を起点に主体的に活動する児童が増えた。
 - ・QIを実施し、学級の強み・弱みをつかんだ上で教育活動を展開することで、担任に留まらず多くの職員の共通理解のもと、一人一人が安心できる居場所づくりができた。
 - ・ペア活動を実施することで、学年間の交流が増え、学年を超えた友好関係を築けた。
- 3 人権感覚を育み、自他を大切にす温かい心と感動や感謝を素直に表出する心を育む。
 - ・ソーシャルスキルトレーニングを年間計画に位置づけ、よりよい人間関係づくりが育まれている。
- 4 基本的生活習慣の確立とやり抜く力、逞しい体を育成する。
 - ・手洗い、うがい、歯みがきが習慣化されている。
 - ・手指消毒や手洗いの徹底、教室の換気、給食中の黙もぐタイム等、自他の安心安全を考えて行動できるようになっている。
- 5 保護者・地域との信頼を基盤とする開かれた学校づくりを推進する。
 - ・CS東小会議を核とした地域連携行事を実施することにより保護者や地域の意向を吸い上げながらよりよい教育活動を展開できている。
 - ・通級指導教室が有効的に機能し、困り感を感じている児童や保護者のサポートができ、学級での生活もスムーズになる児童が増えた。
 - ・外部機関と連携し、ケースワークを開くことで、児童、保護者、担任へのサポート体制が確立できている。

上記のような成果や子供のあらわれをもとに、令和5年度も学校教育目標を「しなやかで ともに学ぶ子 やり抜く子」とし、思いやりあふれる光の子、自律する子を合い言葉にしながら子供たちが思いやりにあふれ、自主性・主体性を伸ばすことを重点に置いた教育活動を推進する。

また、教科指導においても、算数、理科、図工や家庭科など教科担任制を推進することにより、系統的な指導が可能となり、教材研究も深まりが見られるなど専門性が生かされている。また、週あたりの授業時数の少ない教科においては、評価の規準が明確になることで、児童の学習における進捗状況やよいあらわれをたくさん見つけることができ、評価の妥当性が高くなっている。来年度より朝学習を週日課に位置づけ、モジュールを組み、漢字や読書、情報スキル育成の時間を確保することで、1時間の教科指導において学習時間を確保し、基礎基本の定着を図っていく。

令和5年度もmission制、教科担任制による教科指導を推進し、そのよさをさらに生かした教育課程を工夫することで学校教育目標の実現を図り、函南町の方針～豊かな感性と「生きる力」をもつ子供の育成～を目指したい。

様式第 6 号 (第12条関係)

教育課程等編成申請書

函西小第 47 号

令和5年2月16日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長 久保田



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 5 年度教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 久保田 正基

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	102		102	204
第 2 学年	102		102	204
第 3 学年	102		102	204
第 4 学年	102		102	204
第 5 学年	102		102	204
第 6 学年	102		102	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	10 月 6 日	4 月 7 日	
第 2 学期	10 月 10 日	3 月 19 日		
第 3 学期	月 日	月 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 19 日から	10 月 20 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	7 月 4 日から	7 月 5 日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	運動会	5 月 27 日	内容	学年ごと 3 色対抗で実施
	ひめしゃらの集い	11 月 24 日	内容	学級単位で発表等の活動
	持久走記録会	12 月 6 日	内容	学年別に運動場で実施
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	5 年 4 月 1 日(金)から 5 年 4 月 6 日(木)まで
夏季休業日	5 年 7 月 22 日(土)から 5 年 8 月 24 日(木)まで
冬季休業日	5 年 12 月 23 日(土)から 6 年 1 月 4 日(木)まで
学年末休業日	6 年 3 月 20 日(水)から 6 年 3 月 31 日(金)まで
その他校長が必要 と認めた休業日	5月29日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	323	332	251	248	176	176
	社 会			75	92	101	106
	算 数	143	184	180	180	176	177
	理 科			95	107	106	106
	生 活	115	118				
	音 楽	77	75	65	62	51	51
	図画工作	79	75	68	62	51	51
	家 庭					60	55
	体 育	112	110	108	106	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	849	894	842	857	881	882
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	35	36	37	37	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		918	965	1019	1034	1023	1024
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	6	6	6	17	17
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	18	14	16	14	37	34
	小 計 F	24	20	22	26	60	57
打 切 時 数 G		40	35	62	86	63	65
総時数 A + B + C + D + E + F + G		982	1020	1103	1146	1146	1146

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函 南 町 立 西 小 学 校

校長名 久 保 田 正 基

例年同様に2学期制を実施したところ、下記の利点を確認できたので、令和5年度も2学期制により教育課程を編成した。

○1年間を4つのステージに分けている。1学期、2学期、それぞれを2つのステージに分け、ステージごとに取り組むべき目標を設定して教育活動を展開することで、教育的効果を上げることが期待できる。

○学期が長いので、成長の度合いが自覚できた。また学習の連続性が確保でき、基礎基本の確実な定着を図ることができた。

○7月、12月の時期に、落ち着いて授業に取り組むことができた。

様式第 6 号 (第12条関係)

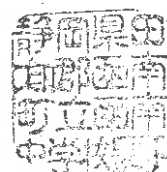
教育課程等編成申請書

函中 第1069号

令和5年2月10日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長 平野 好一



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

別紙

令和5年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 平 野 好

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	72	82	50	204
第2学年	73	82	50	205
第3学年	73	82	50	205
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月6日	7月21日	4月7日	
第2学期	8月25日	12月22日		
第3学期	1月5日	3月19日		3月19日
修学旅行	5月10日から	5月12日まで	場所	京都・奈良
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	蒼龍祭体育の部	10月6日	内容	縦割りによる色別競技など
	蒼龍祭文化の部	10月27日	内容	合唱、英語スピーチ、合奏など
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	R5年4月1日(土)から R5年4月5日(水)まで
夏季休業日	R5年7月22日(土)から R5年8月24日(木)まで
冬季休業日	R5年12月23日(土)から R6年1月4日(木)まで
学年末休業日	R6年3月20日(水)から R6年3月31日(日)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	141	106			
	社会	106	106	141			
	数学	141	106	141			
	理科	106	141	141			
	音楽	47	36	36			
	美術	47	36	36			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	外国語	141	141	141			
教科小計 A		906	884	884			
道 徳 B		35	35	35			
外国語活動 C							
総合的な学習の時間 D		52	76	76			
特活 I	学級活動 E	38	40	40			
総授業時数 A + B + C + D + E		1031	1035	1035			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	11	11	11			
	クラブ活動						
	学校行事	30	30	30			
	小 計 F	41	41	41			
打 切 時 数 G		30	30	30			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1102	1106	1106			

様式第 6 号 (第12条関係)

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

第 980 号

令和5年2月10日

函南町教育委員会 様

函南町立東中学校長 樋口 正則



別紙のとおり令和5年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

令和5年度教育課程編成表

学校名 函南町立東中学校

校長名 樋口 正 則

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	72	82	50	204
第2学年	73	82	50	205
第3学年	73	82	50	205
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月6日	7月21日	4月7日	
第2学期	8月25日	12月22日		
第3学期	1月5日	3月19日		3月19日
修学旅行	5月11日から	5月13日まで	場所	奈良、京都
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	職場体験学習	5月 ¹¹ / ₁₂ 日	内容	2年生による職場での体験学習
	柏友祭体育の部	10月20日	内容	学年種目、全級リレー、集団演技
	柏友祭文化の部	9月29日	内容	合唱コンクール
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	5年4月1日(土)から 5年4月5日(水)まで
夏季休業日	5年7月22日(土)から 5年8月24日(木)まで
冬季休業日	5年12月23日(土)から 6年1月4日(木)まで
学年末休業日	6年3月20日(水)から 6年3月31日(日)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月14日(月) 3年生修学旅行代休日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	142	142			
	社会	106	106	106			
	数学	142	107	142			
	理科	106	142	142			
	音楽	46	36	36			
	美術	46	36	36			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	英語	142	142	142			
	教科小計 A	906	888	888			
	道 徳 B	36	36	36			
	外国語活動 C						
	総合的な学習の時間 D	56	76	70			
特活 I	学級活動 E	41	46	44			
	総授業時数 A + B + C + D + E	1039	1046	1038			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	8	8	8			
	クラブ活動						
	学校行事	46	47	53			
	小 計 F	54	55	61			
	打 切 時 数 G	46	44	46			
	総時数 A + B + C + D + E + F + G	1139	1145	1145			

○函南町立小・中学校管理規則（抜粋）

昭和 32 年 4 月 1 日教委規則第 2 号

函南町立小・中学校管理規則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、函南町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

（学年）

第 2 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 3 条 学年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、学期及び学期の期間を別に定めることができる。

（休業日）

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

（2）日曜日

（3）土曜日

（4）学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 8 日までの間において、校長が定める期間

（5）夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において、校長が定める期間

（6）冬季休業日 12 月 15 日から翌年 1 月 10 日までの間において、校長が定める期間

（7）学年末休業日 3 月 15 日から 3 月 31 日までの間において、校長が定める期間

（8）前各号のほか、校長が必要と認めた休業日

2 前項第 4 号から第 8 号までの休業日を設けようとするときは、校長はその期間、事由及び実施計画書を添え、函南町教育委員会（以下「委員会」という。）へ届け出なければならない。

第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱い等

（教育課程及び授業日時数）

第 5 条 学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。

2 前項の規定により、教育課程及び授業日時数を定めたときは、校長は、速やかに委員会に届け出なければならない。届け出の後、これを変更したときも同様とする。

（授業日変更停止等）

第 6 条 校長は、学習指導要領に基づいた学校行事に伴い、授業日と休業日（ただし、国民の祝日を除く。）を相互に変更しようとする場合は、委員会に届け出て、その他の場合で授業日と休業日を相互に変更しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

2 非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

（特別活動）

第 7 条 学校の行なう特別活動は、別に定める基準により計画し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準をこえて実施しようとする場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

議案第10号

令和5年度 函南町教職員人事異動について

県費負担教職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項及び第2項の規定により、静岡県教育委員会へ内申するため、教育委員会の承認を求める。

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和5年4月の県費負担教職員の人事異動にあたり、市町教育委員会の内申が必要のため、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第11号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和4年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第12号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を求めるものです。

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年3月26日教委規則第2号）

最終改正:令和4年2月28日教委規則第11号

改正内容:令和4年2月28日教委規則第11号〔令和4年4月1日〕

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年3月26日 教委規則第2号

改正

平成28年3月30日教委規則第2号

平成29年6月29日教委規則第4号

令和2年3月25日教委規則第4号

令和4年2月28日教委規則第11号

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表3(第3条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで(6年次在学中は卒業)	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校	どの学年でも卒業まで	
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合(完成するまで)従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 (小学生のみ)		その事由が解消するまで(1年更新)		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで(卒業まで)		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書
地域事情	(1) 地形等(通学路安全性等)地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合 (小学生のみ)		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合		その事由が解消するまで(卒業まで)		ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合(町内のみ)		卒業まで		ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類

議案第13号

令和5年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

令和5年度の図書特別整理期間として、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）第4条第1項第4号の規定により、町立図書館の休館日を定めたいので、教育委員会の承認を求める。

休館日 令和6年2月19日(月)から2月27日(火)まで

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

年1回の蔵書点検作業など行う図書特別整理期間を、町立図書館休館日に定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号
改正 平成26年4月22日教委規則第6号
平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

- 2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。
- 3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、

- 視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。
- (1) 汚損又は破損が著しいもの
 - (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
 - (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの（利用者カード）
- 第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。
- 2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。
- 3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。（利用者カードの取扱い）
- 第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。
- 2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。
- 4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。（団体貸出し）
- 第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。
- 2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 町内の教育施設その他公共施設
 - (2) 町内の社会教育関係団体
 - (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等
- 3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。（団体利用者カード）
- 第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。
- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。（団体利用者カードの取扱い）
- 第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。（貸出しに係る禁止事項）
- 第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。（館外貸出しの停止）
- 第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。
- (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
 - (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。（図書館資料の複製）
- 第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。（寄贈）

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。
(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

報告第2号

函南町子ども家庭総合支援拠点の設置について

児童福祉法第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱に基づき、函南町子ども家庭総合支援拠点を設置したので報告するものです。

令和5年2月27日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

函南町子ども家庭総合支援拠点について、「函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱」を告示し、設置が完了したため報告するものです。

函南町告示第 18 号

函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日

函南町長 仁科 喜世志

函南町子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、函南町子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の設置、組織、運営等について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）に基づき、全ての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、支援拠点を設置する。

(設置場所)

第 3 条 支援拠点は、厚生部子育て支援課に置く。

(対象)

第 4 条 支援の対象は、町内に居住する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等とする。

(業務内容)

第 5 条 支援拠点は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他の必要な支援

(職員配置等)

第 6 条 支援拠点に、次の職員を置く。

- (1) 子ども家庭支援員 常時 2 名
- (2) その他町長が必要と認める職員

2 子ども家庭支援員の職務及び資格等は、国要綱に定めるところによる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、支援拠点の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、**告示の日**から施行する。

(7) 市区町村子ども家庭総合支援拠点について

1 根拠法令

・児童福祉法第10条の2

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

2 設置目的

平成28年改正児童福祉法(平成29年4月1日施行)において、市区町村は、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされたことを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

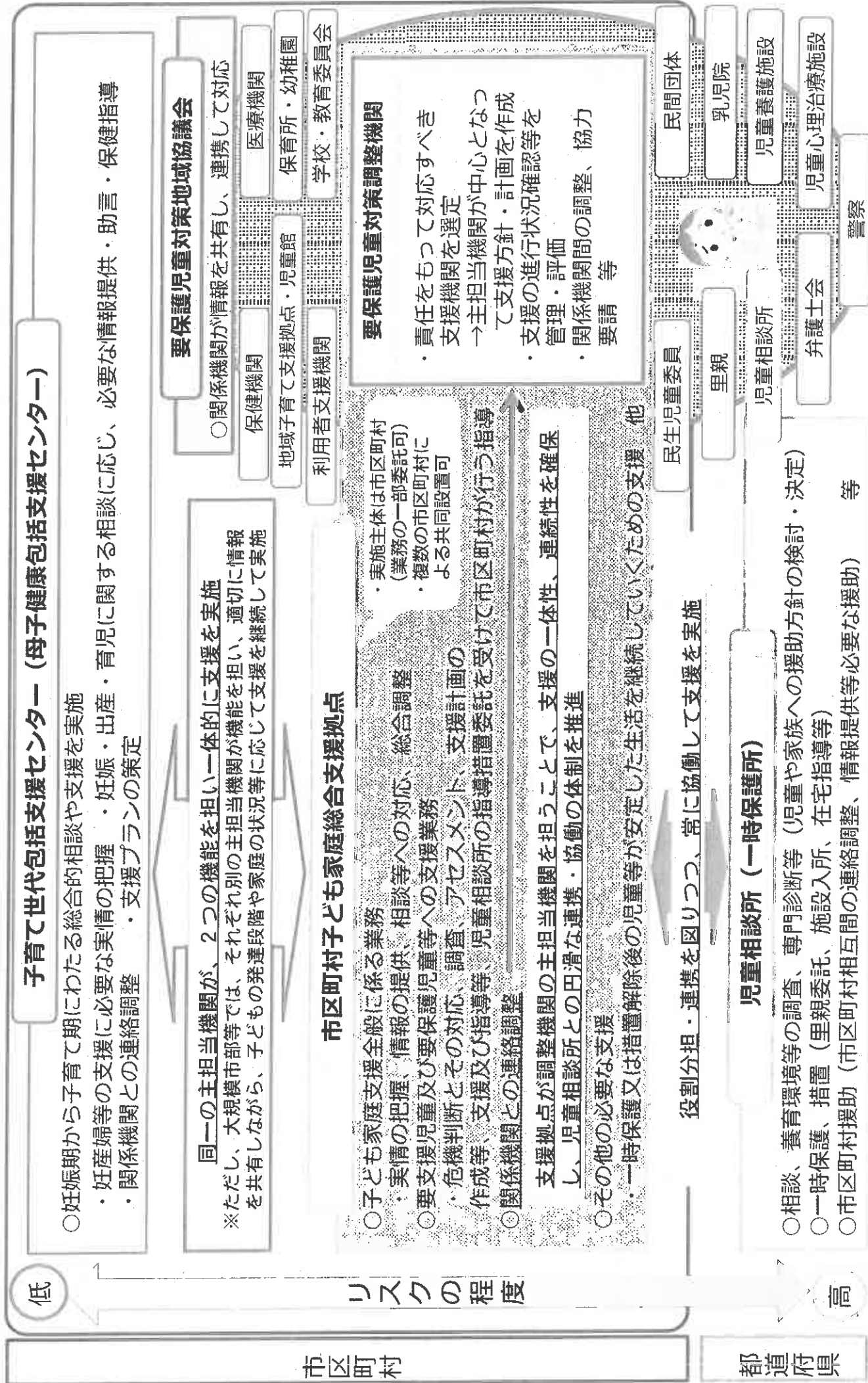
このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努める。

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日発出)では、2022年度までに全市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を設置する旨が示された。

3 内容

実施主体	市区町村(ただし、社会福祉法人等に一部委託可。また、複数の自治体の共同設置可)	
対象	市区町村管内に所在するすべての子どもとその家庭(里親及び養子縁組含む。)及び妊産婦等	
業務内容	①子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整) ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務(危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導) ③関係機関との連絡調整 ④その他必要な支援	
類型 (児童人口規模による)	小規模A型	概ね0.9万人未満(人口約5.6万人未満)
	小規模B型	概ね0.9万人以上1.8万人未満(人口約5.6万人以上約11.3万人未満)
	小規模C型	概ね1.8万人以上2.7万人未満(人口約11.3万人以上約17万人未満)
	中規模型	概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)
	大規模型	概ね7.2万人以上(人口約45万人以上)

(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ図)



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。
平成30年12月7日社会福祉審議会児童部会専門委員会資料「都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について」より抜粋

雇児発 0331 第 49 号
平成 29 年 3 月 31 日
子発 0331 第 15 号
令和 2 年 3 月 31 日
子発 0415 第 6 号
令和 3 年 4 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭支援拠点。以下「支援拠点」という。)の整備に努めなければならないと規定された。当該支援拠点における運営に関する基準及び設備について、別添のとおり「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期されたく通知する。

ついては、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除き、特別区長を含む。)への周知につきご配慮願いたい。

また、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備について」(平成 28 年 12 月 16 日付け雇児発 1216 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱

1. 趣旨・目的

- (1) 平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- (2) また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態がある。市区町村が、身近な場所で、子どもやその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者。以下同じ。）に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要であるため、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。
- (3) 市区町村は、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。
このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。
- (4) 本設置運営要綱は、支援拠点が、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）・要保護児童対策調整機関との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

2. 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、委託先の選定に当たっては、支援拠点が子どもとその家庭及び妊産婦等の個人情報を取り扱うことになるため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないように守秘義務の徹底等を図る体制が整備されている委託先を選定する必要がある。その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、

業務を適正に行う責任及び最終的に判断を行う責任は市区町村にあるため、委託先と緊密に連携し、信頼関係を構築する必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

3. 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

4. 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等」という。）を対象とした、「(2)要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務」について強化を図る。

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

① 実情の把握

子どもの権利を保障するためには、市区町村に在住するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

その際、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づく定期的な確認において、状況の確認ができない乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等にも留意して把握に努める。

② 情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。特に、子ども自身が利用しやすいような社会資源に関する情報の提供の仕方を工夫するべきである。

一方、関係機関への個人情報の提供に関しては、法律を遵守するとともに、④の総合調整を行う際にも、その方法について工夫する必要がある。

③ 相談等への対応

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期（胎児期）から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる。

その対応に際して、まずは、子どもとその家庭及び妊産婦等からの相談を受けやすい体制や遅滞なく適切に対応する体制を整備して、相談に応じることが必要である。

相談対応に当たっては、常に子どもの権利保障という目的を意識する必要があるため、適切に相談者のニーズを把握し、それに応じたカウンセリング等の支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策に係る市区町村事業（利用者支援事業（基本型）など）を十分に活用することが必要であり、さらに密接に連携する必要がある母子保健施策や障害児・者支援施策に係る市区町村事業の活用を図ることが求められる。当該家庭に関わる場合には、生活保護や高齢者等の福祉施策との連携、民生委員・児童委員（主任児童委員）、妊娠相談や子育て支援などを行う民間団体等の社会資源も活用して、相談者のニーズに応じた支援を行うとともに、学齢期の子どもへの対応では、いじめ等の問題への取組や特別支援教育等の教育関連施策との連携も視野に相談対応を行うなど、妊娠期（胎児期）から子どもの自立までに関わる社会資源の機能を的確に把握し、十分な連携を図りながら相談対応、支援を行う。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条第 1 項に基づく子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告や、法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、（2）の対応を行う。

さらに、法第 26 条第 1 項第 3 号に基づく児童相談所からの送致や、法第 26 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に基づく通知を受け、その場合には、児童相談所を含む関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

④ 総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行う。関係機関等との連携においても、常に子どもの権利が守られているかの評価を常に怠らずに支援を継続することが求められる。

特に、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関しては、支援拠点が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

（2）要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援における子ども家庭相談の流れ（全体像）としては、相談・通告を受け、事前の情報収集を基に（緊急）受理会

議を行い、受理会議で検討された、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を実施し、当該調査等の結果を踏まえたアセスメント（情報を分析し見解をまとめたもの）を基に、ケース検討会議（支援方針会議）による支援方針の決定、支援計画の作成を行い、支援を実行し、その後のケースの進行管理及び支援終結の判断を行うというものであり、具体的な対応は以下のとおりである。

① 相談・通告の受付

相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。また、必要に応じて指導、助言を行う。

② 受理会議（緊急受理会議）

受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や主たる担当者、調査の範囲等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、随時、緊急受理会議を開催する。

受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。

③ 調 査

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等と判断した子どもとその家庭及び妊産婦等に関しては、子どもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等に関する情報や要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に至った経緯の把握等の必要な調査を行う。特に、子どもの安全に関する緊急度やリスク、支援のためのニーズなどを把握することを意識して調査を行う。

④ アセスメント

③の調査によって得られた情報を基に、家庭、子ども、保護者、妊婦、親子関係、地域との関係及び支援の状況等の評価を行い、要支援児童及び要保護児童等の場合は、特に、子どもの心身の安全に関する緊急度とリスク及び子どもと家庭のニーズを的確に把握することはその後の対応に重要であり、支援計画の作成に資する総合的かつ複数の職員による多角的なアセスメントを行う。また、必要に応じて、地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有する。

⑤ 支援計画の作成等

必要に応じた関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。その作成に当たっては、④のアセスメントに基づき、問題に至ったプロセスを考え、それを改善するための支援目標を設定する。その際、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。

また、支援計画を立てる際に、支援の過程で危機状態に至る可能性があることを常に念頭に置き、子どもの心身の安全が脅かされている、若しくはその可能性が高くなっている時の対応を定めておく必要がある。なお、支援を有効に行うために、保護者に支援計画に関して説明しない方が良いと考えられる場合には、関係機関間でその点についての合意形成を図る必要がある。

さらに、⑥の支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的（3か月に1回程度）にケースの変化や支援目標の到達状況について、組織的に確認し、支援内容の見直しを行う。そのおおよその時期も支援計画に定めておくことが望ましい。

⑥ 支援及び指導等

ア 支援の内容

支援計画に基づき、支援は、子どもへの支援、保護者への支援、家族への支援、周囲を含めた社会への支援を行う。妊産婦の場合も、妊産婦本人への支援、家族への支援、周囲への支援を行う必要がある。支援には、電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援、関係機関と役割分担して行う支援、通所、訪問等の方法による継続的な養育支援やカウンセリング、ソーシャルワーク等がある。

また、必要に応じて関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、保育所、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等）の提供や、障害児・者施策、生活困窮者施策、ひとり親支援施策等のサービスを活用するとともに、身近で利用しやすい社会資源を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する支援経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

また、必要に応じて、児童相談所に対応している施設入所等の措置を行っている子どもの保護者やその家庭の支援についても、家庭復帰支援の一環として児童相談所と連携しながら対応する。

イ 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するもの

市区町村（支援拠点）の子どもに関する相談・通告への対応としては、市区町村自らが中心となつて対応するもの、児童相談所等にケースを送致するもの、及び都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するものの3つに大きく分かれる。その中で、平成28年児童福祉法等改正法において、市区町村を中心とした在宅支援を強化する一環として、都道府県（児童相談所）による指導措置について、委託先として市町村が追加され、法第26条第1項第2号及び法第27条第1項第2号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導（以下「市区町村指導」という。）は、在宅での支援が行き届いていない子ども、支援を適切に受け入れられない保護者又は家庭等や、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、都道府県（児童相談所）の措置という行政処分を背景に行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市区町村（支援拠点）では、以下の事項に留意し、児童相談所と常に協働して市区町村指導を実施する。

（ア）市区町村（支援拠点）は、都道府県（児童相談所）の措置による児童福祉司指導という枠組みの中で委託を受けて、子どもや保護者等の家庭を訪問し、家事援助等の支援や必要に応じ通所による支援等の市区町村指導（以下「市区町

村による支援等」という。)を実施する。また、児童相談所と情報を共有し、参考となる事項を詳細に把握するとともに、児童相談所と市区町村の役割を明確にし、協働して支援計画を作成し、共有する。

(イ) 市区町村による支援等を行うに当たっては、頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。また、市区町村による支援等の趣旨の徹底を図る必要がある場合には、児童相談所が当該家庭に対して当該措置に関する理解を促す対応を行うよう、児童相談所と協議を行うとともに、児童相談所の介入的な対応と並行して市区町村による支援等を行う。

(ウ) 当該措置の解除又は変更に当たっては、事前に都道府県（児童相談所）と市区町村（支援拠点）とが十分協議を行う必要がある。また、市区町村による支援等の結果、市区町村（支援拠点）が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合にも、児童相談所と協議を行い、措置の解除又は変更を促す。

⑦ 児童記録票の作成

支援の方針や見直し、あるいは子ども家庭支援員等の不在時の対応や異動の場合など、そのケースに関する記録がないと適切な対応ができないため、ケースの概要や支援過程が理解できるよう、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに児童記録票を作成し、管理・保管することが必要である。

妊婦に関する相談・通告のうち子どもが出生後に要支援児童又は要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録票を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した支援の経過を残す。

⑧ 支援の終結

市区町村（支援拠点）は、相談を終結する場合、その理由を明確にし、記録に残しておく（日時、構成員、終結理由・根拠等）とともに、児童相談所を含めた関係機関が連携して対応していたケースの場合は、終結の方針を決定する前に、担当者間で遅延なく連絡・協議するなど、情報を共有し合意形成を図ることが重要である。また、地域協議会の実務者会議を通じて、関係機関に漏れなく終結することを報告する。

(3) 関係機関との連絡調整

① 要保護児童対策地域協議会の活用

地域協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関する情報の交換及び共有や支援内容の協議等を行う地域協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。特に、多機関連携においては、常に子どもの権利を意識したアセスメントや支援計画を共有し、すべての機関において、子どもの権利擁護の考えを浸透させ、それに基づく評価を行うことが求められる。

② 児童相談所との連携、協働

ア 支援拠点と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会

を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。

イ また、ケースが関係機関の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、必ず主担当機関を定め、緊密な連携のもとに援助又は支援を行う。その際、ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有を図り、遅延なく初期対応に当たる必要がある。その後のケース対応においても、児童相談所と認識を共有しながら、相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。

③ 他関係機関、地域における各種協議会等との連携

子どもの権利を守るための支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、市町村保健センター、民生委員・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、福祉事務所、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児・者相談支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター、子ども・若者支援地域協議会、（地域自立支援）協議会その他地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携の確保に努める。

（４）その他の必要な支援

① 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、児童相談所は、解除前の早い段階から、支援拠点に必要な情報を提供するとともに、家庭復帰について協議することが必要である。このため、解除前に児童相談所と支援拠点並びに関係機関とで個別ケース検討会議を開催する必要がある。

また、支援拠点は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、地域協議会（進行管理を行う会議など実務者会議等）の活用などにより、子どもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。

② 子どもを養育している里親、養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が、地域において社会的につながりを持ち、孤立しないために、支援拠点は、地域の社会資源の活用や、役所の手続が円滑に進むよう、児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行う。

③ 不良行為に関する相談など非行相談の対応に当たっては、子どもの行動特性のアセスメントとともに、家族、学校、警察、子どもの生活と関係のある場や機関との協働が重要である。さらに、子どもとその保護者が地域において孤立することなく支援を受けながら生活が続けられるよう、関係機関が連動できるように、市区町村は積極的に支援する必要がある。

5. 設置形態等

（１）類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型：児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）

イ 小規模B型：児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）

ウ 小規模C型：児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）

② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

（2）運営方法等

地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。

① 要保護児童対策地域協議会との関係

支援拠点は、地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第25条の2第5項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

② 子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））との関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。

また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の機関が機能を担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。

③ 利用者支援事業（基本型）との関係

支援拠点は、一般子育てに関する相談などにも応じ、適切な支援に有機的につないでいく役割も担っているため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるようにするには、利用者支援事業実施機関と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支

援が行えるよう、有効な社会資源の一つとして活用することが求められる。

④ 家庭児童相談室との関係

支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担っており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。

⑤ 庁内の関係部局との関係

支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等の状況に応じて、様々な社会資源を活用して、有機的につなげ、包括的な支援に結び付けていく役割も担っているため、庁内の関係部局、特に、保健担当部局（母子保健、精神保健、地域保健）、教育担当部局（生徒指導、特別支援教育）、福祉担当部局（障害児・者福祉、生活保護、生活困窮者自立支援制度、母子福祉、地域福祉、高齢者福祉）、青少年担当部局（青少年育成、若者支援）、総務担当部局（住民基本台帳、戸籍担当）とは、情報の共有を含む緊密な連携が不可欠であり、これらを相互に結び付けるネットワークの中核機関となることが求められる。

6. 職員配置等

(1) 主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

(2) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

ア 主な職務

- (ア) 実情の把握
- (イ) 相談対応
- (ウ) 総合調整
- (エ) 調査、支援及び指導等
- (オ) 他関係機関等との連携

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、保健師、保育士等（別表の1参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

② 心理担当支援員

ア 主な職務

- (ア) 心理アセスメント
- (イ) 子どもや保護者等の心理的側面からのケア

イ 資格等

公認心理師、大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

ア 主な職務

(ア) 虐待相談

(イ) 虐待が認められる家庭等への支援

(ウ) 児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整

イ 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、保健師等（別表の 2 参照）

なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(3) 配置人員等

5 (1) の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、

① 小規模型

ア 小規模 A 型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）の常時計 2 名以上

イ 小規模 B 型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 1 名（非常勤形態でも可）の常時計 3 名以上

ウ 小規模 C 型：子ども家庭支援員を常時 2 名（1 名は非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 4 名以上

② 中規模型：子ども家庭支援員を常時 3 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 1 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 2 名（非常勤形態でも可）の常時計 6 名以上

③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時 5 名（1 名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時 2 名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時 4 名（非常勤形態でも可）の常時計 11 名以上

を配置するなどを標準とする。（別紙の 1 参照）

小規模 A 型（人口 5 万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、子育て世代包括支援センターと支援拠点とを兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時 1 名体制でも可とする。

また、小規模 B 型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の 2 参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

さらに、平成 28 年児童福祉法等改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努める必要がある。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相

談員))と兼務することも可能である。

(4) 人材育成

市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないよう、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められる。

7. 設備・器具

(1) 設備等

支援拠点には、相談室(相談の秘密が守られること)、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

ただし、新たに施設を設置(整備)するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

(2) 器具等

支援拠点には、記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。

特に、虐待相談・通告受付票、支援計画及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しておくことが必要である。

なお、廃棄する際にも、行政文書として適正な手続を経て、処分を行う。

また、業務効率化のため、コンピューター等のOA機器の設置が望ましく、虐待相談・通告受付票等の相談記録等は電子ファイルとして整理を進めていくことが求められる。

8. 留意事項

支援拠点の運営には、支援拠点を含む市区町村における子ども家庭支援の基本的考え方や求められる専門性、支援業務の具体的な内容等を網羅的にまとめた「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号本職通知)を併用して、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を支援することを目的とし、常に子どもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である。

9. 費用

支援拠点の運営に要する費用の一部について、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとし、その内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成 17 年 5 月 2 日付け雇児発第 0502001 号本職通知)等のとおりとする。

(別表)

1. 「子ども家庭支援員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（(4) に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（(5) に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（(18) に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

2. 「虐待対応専門員」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（(5)に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師
- (16) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (17) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(18)に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

(別紙)

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合 計
小規模型				
小規模A型	常時2名	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名	—	常時1名	常時3名
小規模C型	常時2名	—	常時2名	常時4名
中規模型	常時3名	常時1名	常時2名	常時6名
大規模型	常時5名	常時2名	常時4名	常時11名

(※) この他、支援拠点には、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\bigcirc \left[\frac{\text{各市区町村の児童虐待相談対応件数} \times \text{各市区町村管轄地域の児童人口}}{\frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}}} \right] \div 40$$

(※1) 市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

(※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査(平成27年)の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

(※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調))を踏まえたもの。

報告第3号

他市町保育園における児童虐待事案を受けての町の対応について

他市町保育園における児童虐待事案を受け、同様の事案が発生しないよう、研修等の対応を行ったので報告するものです。

令和5年2月27日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

他市町保育園において児童虐待事案が発生していますが、当町において同様の事案が発生することを未然に防止するため、保育士等を対象に研修会等を実施したので、その状況について報告するものです。

他市町保育園における児童虐待事案を受けての町の対応について

児童虐待事案を受け、町では以下の対応を行いました。

12月12日 町内幼稚園、公立・私立保育園園長会議

12月22日 町内幼稚園、公立・私立保育園の教諭、保育士に対する研修会開催

- ①静岡県教育委員会 幼児教育推進室 福井室長による講演
- ②参加者による意見交換会

12月9日、13日、22日 留守家庭児童保育所指導員に対する研修会開催

12月27日 静岡県と静岡県保育連合会共催によるオンライン研修開催

- ①常葉大学教授による講演等

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和5年2月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第3回三島現代音楽祭 Mishima Contemporary Music Days	Mishima Contemporary Music Days実行委員会 代表者 牧野 順也	令和5年5月4日(木・祝)～5月7日(日) 三島市民文化会館 ゆうゆうホール・みしまプラザホテル	有料	有	有
2	第12回税に関する絵はがきコンクール	一般財団法人三島田方法人会女性部 代表者 木下 益枝	令和5年7月1日(土)～令和5年9月30日(土) 法人会事務局	無料	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

2023年 1月 27日

函南町教育長 様

住 所 〒411-0821 静岡県三島市平田162
申請者
氏 名 牧野 順也
(連絡先) 090-9905-9076



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第3回三島現代音楽祭 Mishima Contemporary Music Days		
期 日	2023年 5月4日(木・祝)～ 5/7(日)		
会 場	三島市民文化会館 ゆうゆうホール みしまプラザホテル		
主催者	団体名	Mishima Contemporary Music Days実行委員会	
	代表者	牧野 順也	
	所在地	〒411-0821 静岡県三島市平田162	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有	共 催	無
		後 援	(後援) 各申請中 ※これまでご後援いただいた市や教育委員会様(下記敬称略) 三島商工会議所・三島市観光協会・三島市民文化会館・長泉町・長泉町 教育委員会・清水町・裾野市・裾野市教育委員会・伊豆の国市教育委員 会・沼津市教育委員会・伊豆市教育委員会・函南町教育委員

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	「現代音楽」を軸とし、世界各国から第一線で活躍している音楽家たちを演奏家として招聘し開催する音楽祭。 2018年より、静岡県三島市を中心にクラシック・現代音楽の普及活動を行なっています。 耳馴染みのある「クラシック音楽」とは一味違う、「新しい音」を体感することができます。招聘演奏家が自国の文化・歴史・民族性など、さまざまなテーマを皮切りに、コンサートを中心にワークショップ形式で、世界に溢れる魅力的な現代の音楽を紹介します。 エッジの効いた刺激的なプログラムだからこそ、非日常の世界で刺激を感じることができます。
-------------------	---

受付

生涯学習課

事業内容	新しい音の世界—現代音楽に特化した音楽祭で、三島市の魅力化と子供たちの選択肢を広げるきっかけに。演奏家によるトークセッションでは、世界をもっと身近に感じられます。 「現代音楽を聴く」という体験を通して、多様化する価値観に、積極的に触れていこうとする「スイッチ」のような存在になれば...、と考えています。		
申請理由	地域に根ざした文化的な活動を目指しているため公共団体と連携をすることで、三島市の文化として持続的に続く活動として、発展させていきたいと思っています。		
入場料	有 料	有料の場合の金額	平均3,000円 ※高校生以下 1,500円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第1章 総則

(名称)

第1条

この団体は、Mishima Contemporary Music Days実行委員会（以下 MCMD実行委員会）という。

(事務所)

第2条

MCMD実行委員会は、その主たる事務所を静岡県三島市平田162に置く。

(目的)

第3条

MCMD実行委員会は国際的な芸術家並びに地域の芸術家による活動を通して三島市及び周辺地域における芸術・文化の創造・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

MCMD実行委員会は、前条の目的を達成するため、芸術祭、演奏会、音楽シンポジウム、音楽講座の開催、音楽留学支援を行う。

第2章 構成員

第5条

MCMD実行委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 室伏勝宏（みしまプラザホテル 代表取締役社長）
〒411-0855 静岡県三島市本町3-29-1903 昭和20年7月13日生
- 二 河田亮一（加和太建設株式会社 代表取締役社長）
〒411-0844 静岡県三島市清住町7-24 昭和52年5月11日生
- 三 勝又舞子（加和太建設株式会社 事業企画室 主任）
〒411-0033 静岡県三島市西若町4-22 昭和51年9月2日生
- 四 モロイ・ジェームズ（エルスリー株式会社 代表取締役）
〒411-2113 静岡県伊豆の国市中312-2 昭和49年2月5日生
- 五 牧野順也（ヴァイオリニスト）
〒411-0821 静岡県三島市平田162 昭和63年11月10日生
- 六 橋本明花（アートディレクター）
〒411-0821 静岡県三島市平田162 昭和63年7月2日生

第6条

MCMD実行委員会は第2条の事務所に、つぎの各号に掲げる書類及び帳簿を備えること

- 一 本規約
- 二 構成員の団体名、氏名、住所を記載した書面

三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

2 構成員はその氏名、住所の変更があったとき（団体の場合は名称、所在地に変更があった場合）は遅滞なく代表にその旨を届け出でなければならない

（入会・脱退）

第7条

MCMD実行委員会の構成員になろうとする者、または脱退を希望する場合は全構成員の3分の2以上の同意を得なければならない

第3章

総会（総会の開催）

第8条

MCMD実行委員会の総会は通常総会及び臨時総会とする

2 総会の議長は総会の出席構成員が互選する。

3 通常総会は年1回以上開催する

4 臨時総会は構成員から請求があった場合、構成員の2分の1以上の同意があった場合に開催することができる

（総会の議決方法等）

第9条

総会は、全構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができず、総会の議事は全構成員の同意をもって決定する。

2 構成員（議長を含む。）は総会において各1個の議決権を有する。

（総会の権能）

第10条

総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 年度事業実施計画及び収支予算の設定又は変更

二 年度事業成果報告書及び年度事業実績報告書並びに収支決算

三 この規約の変更

四 諸規程の制定及び改廃

五 解散

六 構成員の除名

七 その他運営に関する重要な事項

（書面又は代理人による議決権の行使）

第11条

やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに代表機関に到達しないときは、無効とする

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を代表機関に提出しなければならない。

（議事録）

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数、当該総会に出席したと

なされた構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第4章 代表（代表）

第14条

MCMD実行委員会の業務を執行するため、代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐する。

2 代表者は次条に掲げる業務を行うものとし、同条各号に掲げる業務の執行に当たっては、業務ごとに責任者を置くものとする。

3 代表者は他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

第5章 会計

(事業年度)

第15条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日。

(資金の取扱い)

第16条 資金の取扱方法は会計規程で定めるものとする。

(事務経費の負担方法等)

第17条 事務に要する経費の負担割合については構成員と都度協議し、決定するものとする。

附則

1.MCMD実行委員会役員

会長 牧野順也 (ヴァイオリニスト)

副会長 橋本明花 (アートディレクター)

2.会計規定

一 会計事務の取扱いについては、この会計規定の定めるところによる。二 現金の受払状況は、現金出納簿を備えるものとし、複数の構成員で

定期的に現金及び現金出納簿の確認をする

三 現金等の収入及び支出については収入伝票・支出伝票を作成し

代表の決

裁を受けなければならない。

四 銀行等の口座振替処理は原則代表が行い、処理内容について逐次、

会計担当に内容を報告しなければならない。

五 会計担当は収入及び支出における証拠書類を適正に整理し、

保管しなければならない。

六 収入及び支出に係る関係文書の保存年限は3年とする。

3.余剰金の取り扱い

一 収支決算完了後、余剰金が発生した場合は次回開催費用に充当するものとする。

4.この規約は令和5年1月27日から適用する。

以上

この謄本は原本と相違ありません

収 支 予 算 書

団 体 名 Mishima Contemporary Music Days 実行委員会
 申請者 代表者住所 〒411-0821 静岡県三島市平田162
 代表者氏名 牧野 順也

1 収入

区 分	金 額	摘 要
協賛金	1,500,000	※三島市・周辺地域の企業様よりご協賛いただきます
チケット収入	610,000	※4日間、205枚チケット販売予定
合 計	2110,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
会場費	350,000	三島市民文化会館 ゆうゆうホール2日間分+みしまプラザホテル1日分
演奏家関連	900,000	海外演奏家3名分／演奏家報酬、滞在費、国内移動費、宿泊費、滞在中食費
運営スタッフ 人件費	150,000	※デザイナー、会場アナウンサー、ボランティアなど
PR費用	150,000	フライヤー印刷費、看板、郵送費など
交通費用	560,000	海外演奏家航空費(ドイツ・スイス⇄羽田空港)×3名+新幹線 海外演奏家新幹線費(三島駅⇄東京)×3名
合 計	2110,000	

[illegible]

圖

[illegible]

バイオリンを
教習 船世さん

ひとこと *Edo no* のよみへがきにてうらふまい、そんな魅力が外に伝うにも、たい。

[illegible]

新しい音色を求めた



...the ...

[illegible]

(第1号様式)

令和5年2月1日

函南町教育長 様

住 所 三島市一番町2-29

申請者

氏 名 (一社) 三島田方法人会

会長 平井 敏雄 印

(連絡先) 055-975-4845

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第12回税に関する絵はがきコンクール		
期 日	令和5年7月1日(土)～令和5年9月30日(土)		
会 場	法人会事務局		
主催者	団体名	一般社団法人三島田方法人会女性部会	
	代表者	木下 益枝	
	所在地	三島市一番町2-29	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	国税庁・函南町・三島市・伊豆の国市・伊豆市 三島市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・ 伊豆市教育委員会



裏面があります。

事業の対象 と 目 的	対象：小学5，6年生 目的：税金は毎日の生活のなかで、どのように役立っているかを理解し、関心を深めていただく		
事業内容	税に関する絵を所定の用紙に描き、応募いただく。 応募いただいた作品の中から審査会にて入賞作品を選考し、表彰をする。 会長賞に選ばれた作品は静岡県法人会連合会へ出展し、優秀な作品は全国法人会総連合へ出展。		
申請理由	当会は税知識の普及と納税意識の高揚を指針に掲げているなか、将来の納税者となる小学生への租税教育の一環として当事業を展開してゆきたい為。		
入場料	有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。